

随意契約内容の公表について

京都市交通局の随意契約のうち、次の契約を公表しています。

1 対象契約

令和7年度下半期（10月～3月）

- (1) 契約金額が400万円を超える工事請負及び測量・設計等の委託に係る契約
- (2) 契約金額が250万円を超える工事請負及び測量・設計等の委託に係る契約
- (3) 契約金額が500万円以上の物品等の調達に係る契約（物件の購入、賃借、委託等）

2 公表する内容

- (1) 件名
- (2) 契約担当課
- (3) 契約締結日
- (4) 履行期間
- (5) 契約の相手方の住所及び商号等
- (6) 契約金額（税込み）
- (7) 契約内容
- (8) 随意契約の理由
- (9) 根拠法令
- (10) 契約の相手方の選定理由

3 閲覧

企画総務課契約窓口でも閲覧に供しています。

4 公表の時期

半期ごとに取りまとめて公表します。

5 公表の期間

公表の日の翌日から起算して1年が経過する日の属する年度の末日まで。

随意契約一覧表（令和７年度下半期）

契約締結日	件名	契約金額（税込） （単位：円）	契約担当課	契約の相手方の名称	根拠法令
令和7年10月1日	高速鉄道烏丸線レール削正工事	28,820,000	企画総務部 企画総務課	近鉄軌道エンジニアリング株式会社	地方公営企業法施行令第２１条の１ ３第１項第７号
令和7年11月4日	大型電気バスの交通局仕様への対応	25,730,430	企画総務部 企画総務課	いすゞ自動車近畿株式会社 京都支店	地方公営企業法施行令第２１条の１ ３第１項第２号
令和7年11月13日	東西線軌道整備工事に伴う信号設備対応業務委託（御陵―蹴上他）	5,390,000	企画総務部 企画総務課	日本信号株式会社 大阪支社	地方公営企業法施行令第２１条の１ ３第１項第２号
令和8年1月22日	駅登録マスタ変更（係員処理端末機）改修業務委託	8,250,000	企画総務部 企画総務課	オムロン ソーシャルソリューションズ株式会社 大阪事業所	地方公営企業法施行令第２１条の１ ３第１項第２号
令和8年1月27日	駅登録マスタ変更（係員定期券発行機）改修業務委託	7,700,000	企画総務部 企画総務課	株式会社東芝 関西支社	地方公営企業法施行令第２１条の１ ３第１項第２号
令和8年2月10日	自動車運転計画（R8. 3月実施）に伴うバス運行総合システム（実績収集系）整備作業	9,515,000	企画総務部 企画総務課	NECネクサソリューションズ株式会社 関西支社	地方公営企業法施行令第２１条の１ ３第１項第２号
令和8年2月12日	デジタル乗車券及びタッチ決済導入に伴う運賃箱の改修等	870,789,700	企画総務部 企画総務課	レシップ株式会社 大阪営業所	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第１ １条第１項第２号
令和8年2月12日	高速鉄道東西線連動駅の一般駅化に伴う運行管理設備改修業務委託	127,600,000	企画総務部 企画総務課	株式会社日立製作所 京都支店	地方公営企業法施行令第２１条の１ ３第１項第２号
令和8年3月19日	管理の受委託（梅津ジェイアール）【設計変更】	1,260,530,700	自動車部 管理課	西日本ジェイアールバス株式会社	地方公営企業法施行令第２１条の１ ３第１項第２号

契約締結日	件名	契約金額（税込） （単位：円）	契約担当課	契約の相手方の名称	根拠法令
令和8年3月19日	管理の受委託（錦林京都）【設計変更】	855,368,800	自動車部 管理課	京都バス株式会社	地方公営企業法施行令第21条の1 3第1項第2号
令和8年3月19日	管理の受委託（洛西近鉄）【設計変更】	1,576,503,500	自動車部 管理課	近鉄バス株式会社	地方公営企業法施行令第21条の1 3第1項第2号
令和8年3月19日	管理の受委託（横大路阪急）【設計変更】	1,421,514,600	自動車部 管理課	阪急バス株式会社	地方公営企業法施行令第21条の1 3第1項第2号
令和8年3月19日	管理の受委託（横大路エムケイ）【設計変更】	57,146,100	自動車部 管理課	エムケイ株式会社	地方公営企業法施行令第21条の1 3第1項第2号
令和8年3月23日	高速鉄道烏丸線主工場電気室更新工事に伴う電力	7,491,000	企画総務部 企画総務課	株式会社明電舎 関西 支社	地方公営企業法施行令第21条の1 3第1項第2号
令和8年3月24日	高速鉄道東西線連動駅の一般駅化に伴う信号 保安設備改修工事	1,782,000,000	企画総務部 企画総務課	日本信号株式会社 大 阪支社	地方公営企業法施行令第21条の1 3第1項第2号

随意契約締結結果書

- 1 件名
高速鉄道烏丸線レール削正工事
- 2 契約担当課
企画総務部企画総務課
- 3 契約締結日
令和7年10月1日
- 4 履行期間
令和7年10月2日から令和8年1月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市天王寺区石ヶ辻町4番13号近鉄上本町石ヶ辻ビル8階
近鉄軌道エンジニアリング株式会社
- 6 契約金額（税込み）
28,820,000円
- 7 契約内容
高速鉄道烏丸線において16頭式レール削正車を使用して、レール踏面の波状磨耗及びシェリングを削正するものである。
- 8 随意契約の理由
当該業者は、近鉄京都線のレール削正を請負い、16頭式レール削正車を所有しているため、近鉄京都線と相互乗り入れをしている烏丸線へ、レール削正車を容易に搬入することができる。このため、陸送でレール削正車を運搬するよりも、経済的に有利に施工することが可能となる。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の13第1項第7号
- 10 契約の相手方の選定理由
随意契約を行う理由と同じ。

随意契約締結結果書

- 1 件名
大型電気バスの交通局仕様への対応
- 2 契約担当課
企画総務部企画総務課
- 3 契約締結日
令和7年11月4日
- 4 履行期間
令和7年11月5日から令和8年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市南区上鳥羽大溝町2番地
いすゞ自動車近畿株式会社 京都支店
- 6 契約金額（税込み）
25,730,430円
- 7 契約内容
大型電気バスの交通局仕様への対応
- 8 随意契約の理由
令和6年11月26日契約の「大型電気バス購入」仕様書、第8項「交通局仕様への対応」に基づき、あらかじめ予定していた業者を契約の相手方として選定するものである。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
随意契約を行う理由と同じ。

随意契約締結結果書

- 1 件名
東西線軌道整備工事に伴う信号設備対応業務委託（御陵―蹴上他）
- 2 契約担当課
企画総務部企画総務課
- 3 契約締結日
令和7年11月13日
- 4 履行期間
令和7年11月14日から令和8年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区小松原町2番4号
日本信号株式会社 大阪支社
- 6 契約金額（税込み）
5,390,000円
- 7 契約内容
当局の土木担当が別に契約する高速鉄道東西線軌道整備工事（以下「軌道整備工事」という。）の御陵駅～蹴上駅他のレール交換に伴い、軌道部分に設置されている信号設備及びそれらの配線、配線路等の防護処置並びに一時取り外し及び再取り付け等の対応を行うとともに作業終了後には、動作確認試験等により信号設備に軌道整備工事による異常が無いことの確認を行うものである。
- 8 随意契約の理由
対応が必要となる信号設備は、列車位置の検知及び列車にATC信号を送る軌道回路など信号保安システムを構成する上で極めて重要な設備であり、現行システムとは密接不可分な関係にある。そのため、本業務を行うには、現行の信号保安システムの設置状況及び機能、定格等を十分把握していることが必要不可欠となる。従って、本業務が可能な者は、現行システムの製作、施工及び保守業務を行っている当該業者に限られる。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
随意契約を行う理由と同じ。

随意契約締結結果書

- 1 件名
駅登録マスタ変更（係員処理端末機）改修業務委託
- 2 契約担当課
企画総務部企画総務課
- 3 契約締結日
令和8年1月22日
- 4 履行期間
令和8年1月23日から令和8年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市福島区福島3丁目14番24号
オムロン ソーシャルソリューションズ株式会社 大阪事業所
- 6 契約金額（税込み）
8,250,000円
- 7 契約内容
本件は、ICOCA定期券発行事業者の駅名変更等に対応するため、係員処理端末機の改修を行うものである。
- 8 随意契約の理由
当該業者は、駅務機器のソフトウェア・ハードウェアの設計及び製作を行っており、システムに関する技術的な全ての情報を保有している。よって、既存の駅務機器及びシステム等の機能に支障をきたさずに改修を実施できるのは、詳細な技術情報を保有する上記業者のみであるため、随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
随意契約を行う理由と同じ。

随意契約締結結果書

- 1 件名
駅登録マスタ変更（係員定期券発行機）改修業務委託
- 2 契約担当課
企画総務部企画総務課
- 3 契約締結日
令和8年1月27日
- 4 履行期間
令和8年1月28日から令和8年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区角田町8番1号
株式会社東芝 関西支社
- 6 契約金額（税込み）
7,700,000円
- 7 契約内容
本件は、ICOCA定期券発行事業者の駅名変更及び京都市バス停留所名変更等に対応するため、係員定期券発行機の改修を行うものである。
- 8 随意契約の理由
当該業者は、駅務機器のソフトウェア・ハードウェアの設計及び製作を行っており、システムに関する技術的な全ての情報を保有している。よって、既存の駅務機器及びシステム等の機能に支障をきたさずに改修を実施できるのは、詳細な技術情報を保有する上記業者のみであるため、随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
随意契約を行う理由と同じ。

随意契約締結結果書

- 1 件名
自動車運転計画（R 8． 3月実施）に伴うバス運行総合システム（実績収集系）整備作業
- 2 契約担当課
企画総務部企画総務課
- 3 契約締結日
令和8年2月10日
- 4 履行期間
令和8年2月11日から令和8年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市中心区城見一丁目4番24号
NECネクサソリューションズ株式会社 関西支社
- 6 契約金額（税込み）
9, 515, 000円
- 7 契約内容
自動車運転計画（令和8年3月実施）に伴うバス運行総合システム（実績収集系）整備作業
- 8 随意契約の理由
本業務については、既存システムの構成を把握し、専門的な知識や技術等を有する者でなければ履行できないという点で競争入札に適さないため、随意契約を行う。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
本業務は、自動車運転計画（令和8年3月実施）に伴うバス運行総合システム（実績収集系）の整備作業を実施するものであり、既存のシステムにおいて、自動車運転計画の内容を確実に反映させるため、同システムに必要となる各種マスタの整備並びに同マスタ整備後の運行シミュレーションデータの作成及び動作検証等を実施するものである。
本業務の実施にあたっては、稼働中のシステムに支障を生じさせることなく、本契約を遂行する必要があるため、同システムを独自に設計、構築し、ソフトウェアに係る著作権並びに詳細な技術情報を保有する唯一の業者である上記業者を契約の相手方として選定するものである。

随意契約締結結果書

- 1 件名
デジタル乗車券及びタッチ決済導入に伴う運賃箱の改修等
- 2 契約担当課
企画総務部企画総務課
- 3 契約締結日
令和8年2月12日
- 4 履行期間
令和8年2月13日から令和10年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区東天満2丁目6番5号 I・S南森町ビル4階
レシップ株式会社 大阪営業所
- 6 契約金額（税込み）
870,789,700円
- 7 契約内容
QRコードを活用したデジタル乗車券及びクレジットカードによるタッチ決済導入に伴い既設運賃箱の改修及び連動するマルチ決済端末等の購入を行うものである。
- 8 随意契約の理由
本件は、デジタル乗車券及びタッチ決済の導入に伴い、既設運賃箱の改修及び導入に必要な機能を有するマルチ決済端末を購入するものである。
マルチ決済端末を既設運賃箱に連動させるには、現金・ICカード・磁気カード処理を含む総合的なソフトウェア構築が求められるが、既存機能を阻害しないよう十分に配慮することが必要である。
また、運賃箱を含む運賃収入システムに関する技術情報を有することが前提となり、当該情報を保有しているのは本システムを設計・製造したレシップ株式会社のみである。よって、同社と随意契約を締結するものである。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
随意契約を行う理由と同じ。

随意契約締結結果書

- 1 件名
高速鉄道東西線連動駅の一般駅化に伴う運行管理設備改修業務委託
- 2 契約担当課
企画総務部企画総務課
- 3 契約締結日
令和8年2月12日
- 4 履行期間
令和8年2月13日から令和11年9月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町20番地
株式会社日立製作所 京都支店
- 6 契約金額（税込み）
127,600,000円
- 7 契約内容
本業務は、高速鉄道東西線醍醐駅及び二条駅を一般駅化（ポイント及びポイントと連動して動く信号機の無い駅に）し、当該駅の信号保安設備を撤去する工事（別途工事）に伴い、総合指令所の運行管理設備及び隣接連動駅である小野駅並びに烏丸御池駅の運行管理設備を改修するものである。
- 8 随意契約の理由
当該業者は、既設の運行管理設備を設計、製作及び施工した者であると共に、システムに関する技術的な全ての情報を保有している唯一の業者である。よって、既設の運行管理設備の機能に支障をきたさずに改修を実施できるのは、詳細な技術情報を保有する当該業者のみであるため、随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
随意契約を行う理由と同じ。

随意契約締結結果書

- 1 件名
管理の受委託（梅津ジェイアール）【設計変更】
- 2 契約担当課
自動車部管理課
- 3 契約締結日
令和8年3月19日
- 4 履行期間
令和8年3月19日から令和8年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市阿倍野区松崎町2丁目2番25号阿倍野松崎町NKビル2階
西日本ジェイアールバス株式会社
- 6 契約金額（税込み）
1,260,530,700円
- 7 契約内容
梅津営業所の8、10、11、26、59号系統に係る運転業務及び運行管理業務
- 8 随意契約の理由
「市バス梅津営業所に係る管理の受委託に関する基本契約書」第2条において、委託期間を5年間と定めている。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
受託者を募集したうえ、令和5年2月28日に開催した管理の受委託の受託者選定委員会において、「財政効果」及び「運行の安全性」等を審議し選定。

随意契約締結結果書

- 1 件名
管理の受委託（錦林京都）【設計変更】
- 2 契約担当課
自動車部管理課
- 3 契約締結日
令和8年3月19日
- 4 履行期間
令和8年3月19日から令和8年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市右京区嵯峨明星町1番地の1
京都バス株式会社
- 6 契約金額（税込み）
855,368,800円
- 7 契約内容
錦林出張所の7、86、105、203号系統に係る運転業務、運行管理業務及び整備管理業務
- 8 随意契約の理由
「市バス錦林出張所に係る管理の受委託に関する基本契約書」第2条において、委託期間を5年間と定めている。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
受託者を募集したうえ、令和5年2月28日に開催した管理の受委託の受託者選定委員会において、「財政効果」及び「運行の安全性」等を審議し選定。

随意契約締結結果書

- 1 件名
管理の受委託（洛西近鉄）【設計変更】
- 2 契約担当課
自動車部管理課
- 3 契約締結日
令和8年3月19日
- 4 履行期間
令和8年3月19日から令和8年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府東大阪市長栄寺19番17号
近鉄バス株式会社
- 6 契約金額（税込み）
1,576,503,500円
- 7 契約内容
洛西営業所の23、28、29、33、42、70、78、91、106西1、西2、西3、西4、西5、西6、西8、西9、EX101号系統に係る運転業務、運行管理業務及び整備管理業務
- 8 随意契約の理由
「市バス洛西営業所に係る管理の受委託に関する基本契約書」第2条において、委託期間を5年間で定めている。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
受託者を募集したうえ、令和5年2月28日に開催した管理の受委託の受託者選定委員会において、「財政効果」及び「運行の安全性」等を審議し選定。

随意契約締結結果書

- 1 件名
管理の受委託（横大路阪急）【設計変更】
- 2 契約担当課
自動車部管理課
- 3 契約締結日
令和8年3月19日
- 4 履行期間
令和8年3月19日から令和8年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府豊中市岡上の町1丁目1番16号
阪急バス株式会社
- 6 契約金額（税込み）
1,421,514,600円
- 7 契約内容
横大路営業所の13、18、19、20、22、43、69、81、
南1、南2、南3、南5号系統に係る運転業務、運行管理業務及び整備管理業務
- 8 随意契約の理由
「市バス横大路営業所に係る管理の受委託に関する基本契約書」第2条において、委託期間を5年間と定めている。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
受託者を募集したうえ、令和5年2月28日に開催した管理の受委託の受託者選定委員会において、「財政効果」及び「運行の安全性」等を審議し選定。

随意契約締結結果書

- 1 件名
管理の受委託（横大路エムケイ）【設計変更】
- 2 契約担当課
自動車部管理課
- 3 契約締結日
令和8年3月19日
- 4 履行期間
令和8年3月19日から令和8年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市南区西九条東島町63-1
エムケイ株式会社
- 6 契約金額（税込み）
57,146,100円
- 7 契約内容
横大路営業所の16、84、南6、南8号系統に係る運転業務、運行管理業務及び整備管理業務
- 8 随意契約の理由
「市バス横大路営業所に係る管理の受委託に関する基本契約書」第2条において、委託期間を5年間と定めている。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
受託者を募集したうえ、令和5年2月28日に開催した管理の受委託の受託者選定委員会において、「財政効果」及び「運行の安全性」等を審議し選定。

随意契約締結結果書

- 1 件名
高速鉄道烏丸線主工場電気室更新工事に伴う電力管理設備ソフトウェア変更業務委託
- 2 契約担当課
企画総務部企画総務課
- 3 契約締結日
令和8年3月23日
- 4 履行期間
令和8年3月24日から令和8年11月27日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市中心区瓦町4-2-14
株式会社明電舎 関西支社
- 6 契約金額（税込み）
7,491,000円
- 7 契約内容
本業務は、高速鉄道烏丸線主工場電気室更新工事に伴い、電力管理設備ソフトウェア変更を行うものである。
- 8 随意契約の理由
本業務は、電気室等電力設備の遠隔監視を行う電力管理設備のソフトウェアの改修・試験調整を行うものである。
本業務の遂行に当たり、運用中の各電気室へ影響を及ぼすことなく、また既存の機器、システム等の機能に支障をきたすことなくソフトウェアの改修を実施するためには、対象機器の設計及び製作を行った業者でなければ履行できない。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
随意契約を行う理由と同じ。

随意契約締結結果書

1 件名

高速鉄道東西線連動駅の一般駅化に伴う信号保安設備改修工事

2 契約担当課

企画総務部企画総務課

3 契約締結日

令和8年3月24日

4 履行期間

令和8年3月25日から令和11年9月30日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府大阪市北区小松原町2番4号

日本信号株式会社 大阪支社

6 契約金額（税込み）

1,782,000,000円

7 契約内容

本工事は、醍醐駅及び二条駅を一般駅化する（ポイント及びポイントと連動して動く信号機の無い駅にする）ために、当該駅の信号保安設備を撤去するとともに、隣接連動駅（ポイント及びポイントと連動して動く信号機のある駅）である小野駅及び烏丸御池駅の既設の信号保安設備を改修するものである。

8 随意契約の理由

信号保安設備は、列車を動かすと事故が発生しうる状況において、自動的にブレーキをかける等により列車を確実に停止させ、事故を防ぐ設備であり、安全に列車を運行するために、極めて重要な設備である。また、極めて特殊な設備であるため、既設の信号保安設備を設計、製作及び施工した業者以外が、既設の信号保安設備を改修した場合、正常な列車運行ができず、列車同士の衝突事故など、地下鉄を利用するお客様の安全に関わる甚大な支障が生じるおそれがある。

したがって、本工事を行うことが可能な業者は、小野駅及び烏丸御池駅の信号保安設備を設計、製作及び施工し、詳細な技術情報を保有している当該業者に限られる。

9 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

随意契約を行う理由と同じ。